

(府労組連)

回 答

令和7年6月20日

総 務 部 長

【府労組連】最終回答

去る令和7年5月26日に、府労組連からご要求のありました諸事項につきましては、数次にわたる交渉及び事務折衝を通じまして、皆様方のご要求の趣旨、ご意見を十分に承るとともに、種々協議を重ねてきたところでございます。

ご要求の諸事項は、いずれも職員の給与、その他の勤務条件に関する重要な事項であります。社会経済情勢が依然として厳しい状況や本府の置かれている現状も踏まえ、ご要求いただいた諸事項について検討してまいりました。

本日は、知事とも十分相談いたしました。その結果につきまして、ご回答申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、皆様方との良き労使関係については、これまでの経過を尊重し、今後とも、双方の努力により築いてまいりたいと存じます。

職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、所要の協議を行ってまいりたいと存じます。

第2のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

第6のご要求について、非常勤職員に対する病気休暇の有給化については、現行の府における付与条件や付与日数及び国制度を勘案して検討してまいりたいと存じます。

第7のご要求について、さらなる職員の個人負担の軽減につながるよう、地方職員共済組合における人間ドックのオプション検査について、一部助成を拡大するとともに、予防接種の助成金額について、引上げを検討してまいりたいと存じます。

その他のご要求の諸事項については、先般、職員長回答及び課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。